

第3号議案

差押債権取立請求事件に係る訴えの提起の専決処分について承認を求める件

固定資産税の徴収のために差し押さえた過払金返還請求権の取立てに関して、第三債務者が支払催告に応じないため民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条の規定により京都地方裁判所に訴えを提起する必要を生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条第1項の規定により、平成25年3月27日別記のとおり訴えの提起の専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成25年8月10日提出

京都地方税機構
広域連合長 中山 泰

別記

1 事件名及び訴えの相手方

事 件 名	訴えの相手方
京都地方裁判所平成25年（ハ）第 993号 差押債権取立請求事件	※「訴えの相手方」欄はホームページ では内容掲載していません。

2 訴えの内容

固定資産税の徴収のために差し押さえた過払金返還請求権に係る債権額の支払を求める。

3 訴えの日

平成25年3月28日